

スポーツ指導における暴力等不適切行為について

2019年4月29日

U12部会長 有賀 千歳

2018年11月10日に行われた2018年度U12カテゴリー第2回全国部会長会議の中で行われた（公財）日本スポーツ協会倫理委員会委員・（公財）日本スポーツ仲裁機構スポーツ仲裁人、調停等候補者の合田雄治郎氏の講演の一部を抜粋しました。

1 暴力等不適切行為を行うと次の責任を負うことになります

(1) 刑事責任

・暴行罪 刑法208条

「暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。」

・傷害罪 刑法204条

「人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」

・傷害致死罪 刑法206条

「身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、三年以上の有期懲役に処する。」

(2) 民事責任

損害賠償責任を負う可能性がある。

※指導者の暴力で不適切な指導により、非指導者が死亡あるいは重度の後遺障害が残った場合、損害賠償額が3億円以上になるケースも出てきた。

(3) その他の責任

教員→懲戒処分

指導者資格がある指導者→資格に関する処分を受ける可能性がある

2 暴力を振るう指導者の類型

(1) 確信犯タイプ

暴力を悪いことだと思わず、むしろ有益で必要であると思っているタイプ

(2) 指導方法不明タイプ

(3) 感情爆発タイプ

(4) 暴力嗜好タイプ

3 体罰について

(1) 体罰、懲戒

法的には、体罰とは、懲戒権を有する者の行為を指します。学校の教員等は懲戒権

を有しています。

学校教育法11条「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときには、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

懲戒：不適切な言動をした子供を戒めること→スポーツで結果を出せないこと…懲戒の対象ではない

一般のスポーツ指導者には懲戒権がないため、学校の教員に許される行為も許されないことがある。

(2)「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」平成19年2月5日初等中等教育局長通知(18文科第1019号)

「教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰にあたるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒(殴る、蹴る等)、被罰者に肉体的な苦痛を与えるような懲戒(正座・直立等の特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」

※禁じられる体罰等

①身体に対する侵害を内容とするもの

殴る 蹴る 突き飛ばす 投げ飛ばす 物を投げつけて当てる 頬をつねる

②肉体的な苦痛を与えるもの

正座・直立等、特定の姿勢を長時間にわたり保持させる
長時間のとどめ置き、食事やトイレの許可を与えない
炎天下、水を飲まさせずに長時間走らせる

③不適切な言動～暴言

「最低な奴だ」「人間のクズだ」←人格を否定
「お前みたいな奴はだめだ」←自尊感情を傷つける
「きもい」「チビ」「デブ」←身体的な特徴をけなす
「殴るぞ」「しばくぞ」←恐怖感を与える

④不適切な言動～行為

過度な叱責をみんなの前で行う←恐怖心を与える
過度な練習を強制する、実行不可能な課題を強制する←精神的に過度な負担を与える

4 暴力等がスポーツ指導現場で行われてきた背景

- (1) 戦前からの軍隊の影響、体育教育
- (2) 日本人の従順な国民性
- (3) スポ根漫画
- (4) スポーツの社会における低い地位

- (5) 悪い連鎖
- (6) 指導方法の未熟さ

5 厳しい指導は許されるか

- (1) 厳しい指導者は結果を残すことが多い
- (2) 保護者の支持を得ていることも多い
- (3) 逆に言うと、厳しいだけで結果を残せない場合は、指導者として依頼されることは少ない
- (4) 厳しい指導と厳しい練習とは違う
- (5) 原則として、暴力・暴言等反倫理行為に至らない範囲であれば指導として許される
- (6) しかし、その線引きは難しく、得てして行き過ぎることもあり得ます

6 指導者が達成すべき第一の目標は何か

- (1) 競技能力の向上？
- (2) 人間形成？
- (3) スポーツを楽しむことを教える？
- (4) 自立したアスリートを育てる？

※適切な指導とは

- ①コミュニケーション+科学的な裏付け・理論
- ②自立したアスリートの育成

※桑田真澄さんの言葉

「体罰は指導者の勉強不足による、一番安易な指導方法で、チームや選手は本当の意味で決して強くはならない。」

「日本中、何百というチームを見てきたけれど、子供を怒鳴り散らしている指導者ばかり。怒鳴らないと理解してもらえないほど、私は指導力がないんですと、周囲に言っているようなもんだよね。そんなことも、わからないのかね？そりゃ、叱らなければならぬ時もあるよ。でも、試合中、練習中、最初から最後まで、怒鳴ることはないよね。その情熱は、素晴らしいと思うんだけど、方向が間違っているよね。」

7 セクハラ（セクシャルハラスメント）

- (1) セクシャルハラスメントとは、「性的嫌がらせ」です
- (2) 身体的接触は論外です
- (3) 身体的接触はしなくても、言葉によるセクハラや視覚によるセクハラもあります
- (4) セクハラをしている側は、自覚ないことも多く、されている側が嫌な思いをすれば、セクハラに該当します

- (5) たとえ褒めているつもりでも、相手に嫌な思いをさせればセクハラになるということになります
- (6) 言葉によるもの
性的な冗談やからかい 食事・デートへの執拗な誘い 意図的に性的な噂を流す
性的な体験等を尋ねる
- (7) 視覚によるもの
ヌードポスターを掲示する わいせつ図画を配布する
- (8) 行動によるもの
身体への不必要な接触 性的関係の強要

8 パワハラ/ハラスメント

- (1) パワハラとは、地位や人間関係などの優位性を背景に、上下関係の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は周囲の環境を悪化させる行為
- (2) いずれのハラスメントも「行為者の意図とは関係なく」という点がポイント
- (3) 行為者が良かれと思った言動でも、相手方が嫌だと思えばハラスメントとなる

9 いじめ

- (1) いじめの対応は、デリケートで難しい問題です
- (2) いじめられている子供から事情を聞くのが先決
- (3) 学校におけるいじめのように、子供の逃げ場がないということはないかもしれませんが、ただ、スポーツをする上で、そのチームでやるしかない、という状況はあり得ます。→深刻する可能性
- (4) 単純に休ませればよいと言えないケースもあり得ます